

眼球及び腎臓提供に係る感謝状贈呈要綱

(昭和 55 年 10 月 1 日決定)

1 目 的

この要綱は、死者の眼球および腎臓提供に対して市長感謝状を贈呈することにより、眼球および腎臓の提供を促進することを目的とする。

2 感謝状被贈呈者

視力障害者の視力を回復する目的で行われる角膜移植術に使用されるための眼球又は腎臓機能障害者に腎臓機能を付与する目的で行われる腎臓移植術に使用されるための腎臓を、死後提供された方（京都市民であった方に限る。）の遺族代表（遺族がない場合にあっては民法で規定する成年後見人、保佐人、補助人）とする。

3 手 続

- (1) 感謝状の贈呈は、遺族代表（遺族がない場合にあっては民法で規定する成年後見人、保佐人、補助人）の合意を得て行う。
- (2) 感謝状の文言は、次のとおりとする。（たて書きとする。）

感謝状

様

あなたは移植を必要とされる方に角膜（腎臓）を提供され その尊い行為により 医療福祉の向上に大いに寄与されました
その崇高なお心に敬意を表し ここに深く感謝の意を表します

年 月 日
京都市長

- (3) 感謝状の贈呈は、関係機関の協力を得て、この要綱に適合する事実がある都度行うものとする。

4 その他

この要綱は、決定日の日から施行し、決定の日以後に眼球又は腎臓が死後提供された場合から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。